

福岡県警察署協議会に関する規程の運用について（通達）

平成13年5月10日

福岡県警察本部内訓第26号

本部長

この度、福岡県警察署協議会に関する規程の運用について次のとおり制定し、6月1日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようにされたい。

記

第1 趣旨

この内訓は、福岡県警察署協議会に関する規程（平成13年福岡県公安委員会規程第5号。以下「規程」という。）第13条の規定に基づき、規程の運用について必要な事項を定めるものとする。

第2 参考資料の提出等（規程第3条及び第4条関係）

1 警察本部長への報告

警察署長は、規程第2条に定める委嘱基準を満たし、警察署協議会（以下「協議会」という。）の委員（以下「委員」という。）としてふさわしいと認める者を警察署協議会委員候補者資料提出書（規程様式第1号）により、総務部総務課長（以下「本部総務課長」という。）を経由して警察本部長に報告するものとする。

2 名簿の備付け

- （1） 警察署長は、公安委員会が委員を委嘱したときは、速やかに警察署協議会委員名簿（様式第1号）を作成の上、当該警察署に備え付けるものとする。
- （2） 本部総務課長は、警察署協議会委員委嘱簿（様式第2号）を総務部総務課に備え付けるものとする。

第3 解嘱の上申（規程第7条関係）

警察署長は、委員が解嘱事由に該当すると認めたときは、警察署協議会委員解嘱上申書（規程様式第3号）により、本部総務課長を経由して警察本部長に報告するものとする。

第4 辞職承認書の交付手続（規程第9条関係）

警察署長は、委員から辞職の申出を受けたときは、警察署協議会委員辞職願受理書（規程様式第5号）により、速やかに本部総務課長を経由して警察本部長に報告するものとする。

第5 議事概要の公表等（規程第11条関係）

警察署長は、規程第11条の規定による議事概要の公表は、警察署協議会会議録（様式第3号。以下「会議録」という。）の備付けその他の方法により行うものとする。

第6 規程の施行に関し必要な事項（規程第13条関係）

1 協議会の会議

（1） 警察職員の出席

警察署長は、必要があると認めるときは、当該警察署の警察職員を協議会の会議（以下「会議」という。）に出席させることができる。

（2） 会議の開催場所

警察署長は、会議を開催するに当たっては、警察署の施設を提供するものとする。

（3） 会議録の作成

警察署長は、会議が開催されたときは、会議録を作成するものとする。

2 会議結果の報告

（1） 警察署長は、会議終了後速やかに会議録の写しにより本部総務課長を経由して警察本部長に報告するものとする。

（2） 警察本部長は、会議の結果を公安委員会に報告するものとする。

3 警察署協議会会長連絡会議

（1） 警察署協議会会長連絡会議は、別に定めるところにより開催するものとする。

（2） 警察署協議会会長連絡会議の事務は、総務部総務課が処理する。

4 関係書類の保存期間

（1） 警察署に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
警察署協議会	警察署協議会委員候補者資料提出書（規程）	5年
	警察署協議会委員解嘱上申書（規程）	
	警察署協議会委員辞職願受理書（規程）	
警察署協議会委員名簿	警察署協議会委員名簿	10年
警察署協議会会議録	警察署協議会会議録	5年

（2） 警察署協議会委員委嘱簿は、2年ごとに編てつして保存するものとし、その保存期間は、10年とする。